

鳥取縣公報

目次

● 縣令	恩給給與細則中改正	一頁
● 殘材配給統制規則制定	二頁	
● 自作農創設促進報獎規程制定	三頁	
○ 條 例		
● 縣有給吏員恩給條例施行細則中改正	六頁	
○ 告 示		
● 家屋改造助成金交付規程制定	七頁	
● 動力糶摺業免許證下付	一〇頁	
● 縣稅檢査章返納並交付	一〇頁	
● 農林水産業調査員タル資源調査員任免	一一頁	
● 農林水産業調査指導員任免	一二頁	
● 特別漁業免許	一二頁	
● 縣提灯製造統制組合ノ統制規程認可	一三頁	
● 被保險者證無効	一三頁	
● 自作農創設促進報獎規程制定	一六頁	

昭和十九年六月二十日
 第一千五百四十號

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

縣 令

◇鳥取縣令第四十八號

大正十二年十二月鳥取縣令第五十六號恩給給與細則中左ノ
 通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年六月三十日

鳥取縣知事 武 鳥 一 義

第二條ヲ左ノ如ク改ム

年金タル恩給ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ノ手續ヲ爲ス

一 縣内ニ居住スル者(鳥取市及米子市ニ居住スル者

ハ之ヲ除ク)ハ第十五號書式ノ仕譯書ヲ作製シ恩給

證書ト共ニ居住地町村長ニ呈示シテ受給權アルコト

ノ證明ヲ受ケ其ノ仕譯書ハ之ヲ支給期月ノ十日迄ニ

居住地管轄ノ地方事務所ニ提出スヘシ

二 鳥取市ニ居住スル者ハ毎支給期月ノ十五日(休日ニ當ルトキハ順延トス)ニ直接岩美地方事務所ニ出頭シ恩給證書ヲ岩美地方事務所長タル地方事務官ニ呈示スヘシ

三 米子市ニ居住スル者ハ毎支給期月ノ十五日(休日ニ當ルトキハ順延トス)ニ直接西伯地方事務所ニ出頭シ恩給證書ヲ西伯地方事務所長タル地方事務官ニ呈示スヘシ

四 縣外ニ居住スル者ハ第十五號書式ノ任譯書ヲ作製シ恩給證書ト共ニ居住地ノ市町村又ハ之ニ準スヘキモノニ呈示シテ受給權アルコトノ證明ヲ受ケ其ノ任譯書ハ之ヲ支給期月ノ十日迄ニ當應ニ提出スヘシ
前項各號ノ期限ヲ經過シタルトキハ其ノ支給期月ニ支給セサルコトアルヘシ

◇鳥取縣令第四十九號
用材配給統制規則第二條ニ依リ殘材配給統制規則左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十九年六月三十日

鳥取縣知事 武 島 一 義
殘材配給統制規則

第一條 本令ニ於テ殘材ト稱スルハ製材ノ生産過程ニ生ジタル脊板端切板及其ノ他ノ殘材ニシテ薪炭ノ用ニ供セザルモノヲ謂フ

第二條 殘材ノ生産者ハ其ノ生産シタル殘材ヲ鳥取縣地方木材株式會社(以下地木社ト稱ス)以外ノモノニ讓渡スルコトヲ得ズ

但シ特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 地木社ハ知事ノ承認ヲ受クルニ非サレバ殘材ノ配給ヲ爲スコトヲ得ズ

地木社前項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ第一號様式ニ依リ配給計畫書ヲ前月ノ十日迄ニ知事ニ提出スベシ

第四條 殘材ハ知事ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ縣外ニ移出スルコトヲ得ズ

第五條 知事殘材ノ需給調整ノ爲テニ必要アリト認ムルトキハ生産者ニ對シ地木社ニ對シ讓渡、配給其ノ他ニ付必要

六八命令ヲ爲スコトヲ得
第六條 地木社ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル殘材ノ配給実績ヲ第二號様式ニ依リ知事ニ報告スベシ
第一號様式

知 事 宛
月分殘材配給計畫書

年 月 日 住所 氏 名

計	受給者住所氏名	種別	數量	用途	使用場所	使用期間	備 考

第二號様式
年 月 日 住所 氏 名

知 事 宛
月分殘材配給実績報告

計	受給者住所氏名	割當數量	配給実績	差引殘	用途	摘 要

◇鳥取縣令第五十號
自作農創設促進報獎規程左ノ通定ム
昭和十九年六月三十日
鳥取縣知事 武 島 一 義

自作農創設促進報獎規程

第一條 農地調整法(以下法ト稱ス)第四條ノ團體ハ同條ノ規定ニ依リ自作農創設維持ノ事業ヲ促進スル爲其ノ所有スル農地ヲ讓渡シタル者ニ對シ本規程ノ定ムル所ニ依リ自作農創設促進報獎金ヲ交付スルコトヲ得

第二條 法第四條ノ團體前條ノ報獎金ヲ交付セントスルト

計 (何人)									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(註)
公簿ニ基キ一筆毎ニ正確ニ記入ノコト

條 例

◇鳥取縣條例第六號

昭和十四年二月鳥取縣有給吏員恩給條例施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年六月三十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第二十五條ヲ左ノ如ク改ム

年金タル恩給ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ノ手續ヲ爲ス
ヘシ

一 縣内ニ居住スル者(鳥取市及米子市ニ居住スル者ハ之ヲ除ク)ハ第十三號書式ノ仕譯書ヲ作製シ恩給證書ト共ニ居住地町村長ニ呈示シテ受給權アリトノ證明

ヲ受ケ其ノ仕譯書ハ之ヲ支給期月ノ十日迄ニ居住地管轄ノ地方事務所ニ提出スヘシ

二 鳥取市ニ居住スル者ハ每支給期月ノ十五日(休日ニ當ルトキハ順延トス)ニ直接岩美地方事務所ニ出頭シ恩給證書ヲ岩美地方事務所長タル地方事務官ニ呈示スヘシ

三 米子市ニ居住スル者ハ每支給期月ノ十五日(休日ニ當ルトキハ順延トス)ニ直接西伯地方事務所ニ出頭シ恩給證書ヲ西伯地方事務所長タル地方事務官ニ呈示スヘシ

四 縣外ニ居住スル者ハ第十三號書式ノ仕譯書ヲ作製シ恩給證書ト共ニ居住地ノ市町村長又ハ之ニ準スヘキモノニ呈示シテ受給權アルコトノ證明ヲ受ケ其ノ仕譯書ハ之ヲ支給期月ノ十日迄ニ當廳ニ提出スヘシ

前項各號ノ期限ヲ經過シタルトキハ其ノ支給期月ニ支給セサルコトアルヘシ

第二十六條ヲ削ル

告 示

◇鳥取縣告示第三百五十二號

家屋改造助成金交付規程左ノ通定ム

昭和十九年六月三十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

家屋改造助成金交付規程

第一條 都市疎開ニ因ル轉出者ノ住居ニ充ツル爲店舗、倉庫、事務所、寢室其ノ他ノ家屋改造ヲ爲ス者ニ對シテハ本規程ニ依リ家屋改造助成金(以下單ニ助成金ト稱ス)ヲ交付ス

第二條 助成金額ハ改造ニ要シタル費用ノ六割トシ豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ交付ス 但シ改造ニ要シタル費用二千圓ヲ超ニルトキハ二千圓ヲ限度トシ其ノ六割ヲ助成ス

第三條 助成金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ別表第一號様式ノ申請書ニ改築工事見積書、改造仕様書ヲ具シ所轄警察署長ヲ經テ知事ニ申請スベシ

第四條 前條ノ申請アリタル場合知事助成スベキモノト認

メタルトキハ改造後其ノ使用ニ付知事ノ指示ニ從フメキ旨ノ條件ヲ附シ別表第二號様式ノ助成指令書ヲ交付ス

第五條 助成指令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ工事完了後遅滞ナク別表第三號様式ノ竣工届ニ改築工事決算書ヲ具シ所轄警察署長ヲ經テ知事ニ提出スベシ

第六條 助成金ハ工事完了後工事費ヲ精算交付ス

第七條 助成指令書ヲ交付シタル者ニ對シテハ改造所要資材トシテ概ネ一戸當釘一〇疋、セメント四五疋、木材五石ヲ配給ス

第八條 家屋ノ改造ニ付助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ當該家屋ノ使用ニ關シ知事ノ指示ニ從フベキモノトス

第九條 助成金ノ交付ヲ受ケ又ハ助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ助成金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル助成金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
二 工事ノ方法不適當ト認メタルトキ
三 詐欺又ハ不正ノ方法ニ依リ助成金ノ交付ヲ受ケタル

00122

トキ
第十條 家屋改造中又ハ工事完了後検査ヲ施行シ工事不適
當ト認めタルトキハ之ガ改修ヲ命ズルモノトス
附 則
本規程ハ昭和十九年五月二日ヨリ之ヲ適用ス

第一號様式

家屋改造申請書

本籍

住所

職業

氏

名

生年月日

一、改造ノ場所

二、改造ノ目的 疎開轉入者住宅ニ充用ノ爲

三、改造費豫定額 金 圓 錢也 別添見積書通り

四、改造仕様 別添仕様書ノ通り

五、工事着手年月日 昭和 年 月 日

工事完了豫定年月日 昭和 年 月 日

右ノ通家屋改造致度ニ付御承認相成ト共ニ助成金並所要

資材交付相成度工事見積書並改造仕様書添付此段及申請
候也

年 月 日

右 氏

名

鳥取縣知事

殿

家屋改造仕様書

一、改造前ノ用途

二、改造後ノ用途

三、改造仕様

改造圖(裏面略圖ノ通)

00123

家屋改造工事見積書

内 容 圓 錢也

品	目	單	價	數	量	金	額	備	考
計									

上記ノ通工事見積候也

工事請負人 住所

氏 名

第二號様式

家屋改造助成指令書

郡市 町

番地

何

某

年 月 日付申請ニ係ル家屋助成ノ件指令ス

但改造後疎開者住宅ニ充用スルコトヲ條件トシ本件
ニ違背スルトキハ指令ヲ取消スモノトス

年 月 日

鳥取縣知事 圓

第三號様式

竣 工 届

住 所

職 業

名

生年月日

一、工事ノ種類 疎開者受入ノ爲ノ家屋改造工事

一、竣工年月日

一、改造費 圓 錢也別添工事決算書ノ通り

右ノ通竣工致候ニ付工事決算書相添ヘ此段及御届候也

年 月 日

右 氏

名

00124

家庭改良工事決算書

金額 錢也

品名	田	單	價	數量	金額	備考
計						

上記ノ通在建築ノ地也

年 月 日

工務請負人 住所 氏名

鳥取縣告示第三百五十三號

昭和十九年六月二十二日左記ノ者ニ對シ動力枳摺業免許證下付セリ

昭和十九年六月三十日

鳥取縣知事 武島一義

免許證番號	住	所	氏名
一、四六二	東伯郡灘手村大字寺谷四番地	川島芳藏	
一、四六三	東伯郡矢送村大字郡家一一番地	鷺見義男	

鳥取縣告示第三百五十四號

東伯地方事務所管内ニ於テ縣稅檢査章ヲ左ノ通返納並交付セリ

昭和十九年六月三十日

鳥取縣知事 武島一義

區分	番號	返納年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢査章一〇四	昭和二〇四	昭和十九年六月二十三日	東伯郡高城村役場	書記	西尾一男
同	一一三	昭和十九年六月二十日	同	同	杉本延壽
同	一〇九	昭和十九年六月十三日	古布庄村役場	同	堀尾正夫
同	九五	昭和十九年四月二十二日	以西村役場	同	田中久一

00125

同	二四	昭和十九年六月二十日交付	同	川中秀雄
---	----	--------------	---	------

鳥取縣告示第三百五十五號

農林水産業調査員タル資源調査員左ノ通任免セリ

昭和十九年六月三十日

鳥取縣知事 武島一義

新任者	解任者	職務執行ノ區域	任免年月日
山下 德藏	國本 昌夫	智頭町	昭和十九年五月十五日
田中 賢治	谷口重太郎	同	同
天木 益一	白間 輝治	同	同
坂本 新藏	谷口 宅治	同	同
今倉 實	平尾 政雄	同	同
矢部 勇	熊谷多美次	同	同
草刈 定夫	柏原和太郎	同	同
波賀源太郎	西川 義輝	同	同
太田 節	山本 甚一	若櫻町	四月一日
熊田 作治	川戸 益重	同	同
大久保賢一	荻荷 安治	同	同
中島 秀男	中島 正幸	同	同

垣谷 勘藏	谷口喜久雄	同	同
淺井 平治	淺井 重三	同	同
豊田 憲夫	岸本 貞治	同	同
堀 喜代造	高木 秀雄	同	同
井上 正二	安藤 康躬	同	同
堀 舜水	横山 幸藏	同	同
伊藤 平助	伊藤 和美	同	同
中村 邦夫	伊藤 榮	同	同
植田 治重	植田 辰次	同	同
岸本 正富	藤岡壽賀藏	同	同
横山 政雄	田中 朝男	同	同
水石 辰治	水石 高春	同	同
山根 傳市	田中 常三	同	同
石原千代藏	加柴 賢藏	同	同
石谷小次郎	山本 守親	同	同
長谷川 武	長谷川 弘	同	同
伊藤 米藏	中井 重義	同	同
安長 滿信	矢木 善勝	同	同
横山 鶴美	横山 辰藏	同	同
村本 馨	河田 德好	同	同
谷口 瀧藏	山根 一夫	同	同
米田 勇	松井 久雄	同	同
山下 徳一	中江龜次郎	同	同

杉本 精治	吉岡 永美	同	同
藤井 萬造	山增 義憲	同	同
政田 常雄	政田 友道	同	同
石田 幸一	朝倉 秋富	同	同
宮本 晴壽	宮本 恒一	同	同
藤田 孝市	稲毛 正	同	同
松原 定一	松原 四郎	同	同
石賀 勝三	藤井 澄雄	同	同
森本 晴美	生石 士	同	同
森安 知重	吉持源治郎	同	同
大江 勇	福田 繁治	同	同
高塚英三郎	野口 彦藏	同	同
月坂 忠孝	山本 孟備	同	同
佐伯 重藏	山本 孟備	同	同
渡邊 善市	渡邊 米雄	同	同
石田 增市	石田 一美	同	同
相見 正臣	小谷 英穂	同	同
長尾 貴慶	真田 良一	同	同
沼田大次郎	西村保五郎	同	同
財賀 賢藏	財賀 登	同	同
足立 宗晴	金平 政春	同	同
前田 信一		同	同
西村 源作		同	同

前田岩十郎

同

同

鳥取縣告示第三百五十六號

農林水産業調査指導員タル資源調査員左ノ通任免セリ

昭和十九年六月三十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

新任者	解任者	職務執行ノ區域	任免年月日
池内 芳郎	山内 安次	浦富町	昭和十九年五月四日
入江 清章	深田 淺一	高麗村	六月九日
長尾 勇	坂本 愛治	日野村	六月一日
稲田 照雄	和田 繁喜	黒坂町	六月五日

鳥取縣告示第三百五十七號

昭和十九年六月二十二日左ノ通特別漁業ヲ免許セリ

昭和十九年六月三十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 免許番號 第六〇七號
- 二 免許ノ年月日 昭和十九年六月二十二日
- 三 漁業權者 東伯郡赤碕町千五百六拾六番

四 漁場ノ位置	東伯郡赤碕町沖合	赤碕町漁業會
五 漁業種類及名稱	特別漁業第四種漁業船曳葛網	
六 漁獲物ノ種類	鯛、はまち、いさぎ、ひら	
七 漁業時期	自六月三十一日 至十月三十一日	
八 漁業權存續期間	五ヶ年(自昭和十九年六月二十二日 至昭和二十三年五月卅一日)	
九 條件制限	(一) 五馬力以上ノ機船ヲ使用スベカラス (二) 地先専用漁場ニ於テ操業スベカラス (三) 隣接漁業組合ヨリ出願ノ場合	

鳥取縣告示第三百五十九號

健康保險法第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十九年六月三十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

被保險者證
記號番號
被保險者氏名
工場事業場又ハ事務所所在地名稱

無効トナリタル年月日

八 漁場ヲ變更スルコトアルベシ	
四 知事必要アリト認ムル時ハ既ニ與ヘタル免許ヲ取消スコトアルベシ	

鳥取縣告示第三百五十八號
商工組合法第三十九條ノ規定ニ依リ昭和十九年六月二十五日鳥取縣提燈製造統制組合ノ統制規程ヲ認可セリ
昭和十九年六月三十日
鳥取縣知事 武 島 一 義

東いね	三七	清水種次郎	因伯航空木材工業株式會社	東伯郡小鹿村字神倉	昭和十九年五月	三日
鳥ひは	八四	西村多郎	日ノ丸商事株式會社	鳥取市今町二丁目八番地	同	五月一日
八くの	四	楮原潔	國英村農業會	八頭郡國英村大字山手	同	三月三日
鳥とりや	一	伊吹虎男	鳥取新聞共同販賣所	鳥取市本町二丁目	同	昭和十八年九月十日
同	二	影井王岑	同	同	同	同
同	四	宮田節二	同	同	同	同
同	五	能田良子	同	同	同	同
同	六	小林よね	同	同	同	同
同	一六	石原政則	同	同	同	同
同	一七	中尾實	同	同	同	同
同	一三	櫻田義憲	同	同	同	同
同	一五	竹内道子	同	同	同	同
同	一八	中田一三	同	同	同	同
同	一九	綱谷勝治	同	同	同	同
同	二一	田中清治	同	同	同	同
同	二二	新友江	同	同	同	同
同	八	尾崎とし子	同	同	同	同
同	九	幾島品子	同	同	同	同
同	一〇	坂口久枝	同	同	同	同
同	一一	山根繁雄	同	同	同	同
同	一二	万木正義	同	同	同	同
同	四三三	山村正巳	明治機械製作所	東伯郡倉吉町明治町	昭和十九年五月	五日
同	三六四	南葉熊次郎	大阪特殊製鋼株式會社	黑坂工場	日野郡黑坂町大字黑坂	五月十六日

八のみ	一九	豊口圓一	鳥取縣地木	若櫻支店郡家支所事務所	八頭郡賀茂村大字郡家	昭和十九年五月	一日
鳥やろ	二六	橋本正	同	同	同	同	同
同	一六	田中隆	山本洋服店	鳥取市新町	同	同	同
鳥あわ	四八〇	山田芳男	旭製紙株式會社	鳥取市古市	同	二月下旬	同
鳥た	八	權藤源太郎	大日本飛行協會中國聯合滑空訓練所	鳥取市濱坂下土手	同	昭和十八年九月十日	同
鳥よね	五七	田中光男	吉谷機械製作所	鳥取市今町	同	昭和十八年二月頃	同
八とむ	九三	山本晃雄	鳥取地木社智頭支店	智頭工場	八頭郡智頭町	同	五月十日
氣け	七	崎本潔	有限會社氣高木工製作所	氣高郡鹿野町	同	五月八日	同
鳥につ	二〇九	渡邊國藏	日本通運株式會社	鳥取支店	鳥取市東品治町	同	五月十日
鳥はよ	七六	水本卯之三	馬場印刷所	鳥取市梶川町	同	昭和十九年四月三十日	同
八ちよ	七	田中田鶴子	智頭商業組合	八頭郡智頭町大字智頭	同	五月一日	同
西さり	二六	濱田進	山陰通運株式會社	淀江支店	同	五月九日	同
鳥ちよ	一八	豊田てる子	中央木履製造合資會社	鳥取市東品治町	同	五月六日	同
鳥あは	五二九	高田廣藏	旭製紙株式會社	鳥取工場	鳥取市古市	同	五月二日
岩を	二	福鳥一政	面影村農業會	岩美郡面影村大字雲山	同	五月六日	同
東さし	二七	濱本綾子	株式會社山陰合同銀行	倉吉支店	同	二月二十九日	同
西あた	一一	竹本美代子	足立製鋼工場	東伯郡境町花町	同	五月十日	同
八いほ	七二	田中金子	因幡滿庵大伊嶺山	同	同	五月二日	同
米とへ	一一八	渡邊定光	鳥取縣地木株會社	米子支店	米子市東町	同	四月二十日
米とゑ	七五	原田邦藏	鳥取縣食糧營團	米子出張所	米子市万能町	同	同
米こへ	三	渡部實榮	後藤油槽所	米子市米原	同	同	同
鳥とさ	三四一	徳長貞治	鳥取縣地木株式會社	鳥取工場	鳥取市今町	昭和十八年九月十日	同

鳥よね	一一	吉田 勝平	吉谷機械製作所	鳥取市今町	同
鳥とる	五二	山本 寛	株式會社東邦工作所	鳥取市立川町五丁目	同
氣にさ	四三七九	稻村 虎治	日産輸送飛行機株式會社	鳥取工場 氣高郡湖山村	同
同	六一九九	田中多加憲	同	同	昭和十九年四月三十日
同	三五〇五	谷口 利雄	同	同	昭和十八年九月十日
同	四三七三	福政佐太郎	同	同	同
鳥きに	八	河口 重光	北山鑄造所	鳥取市今町	昭和十九年五月一日
米とへ	九一	國谷 金藏	鳥取縣地木株式會社	米子市東町	同
西にほ	二九〇三	深田 豊	日本レイヨン株式會社	米子製絲工場 米子市錦町	同
鳥とは	二五	坂根 つね	鳥取赤十字病院	鳥取市西町	同
鳥につ	五八	横山 靜雄	日本通運株式會社	鳥取支店 鳥取市東品治町	同
鳥といな	六	岡本 好治	鳥取信用組合	東支所 鳥取市吉方	昭和十八年九月十日
米よい	五一八	井塚 靜江	米子鐵工所	米子市東町	昭和十九年五月二十日
鳥まる	四二	奥谷 林造	株式會社丸由百貨店	鳥取市東品治町	同
同	七〇	由谷 敏明	同	同	同
同	七	岡部 俊春	同	同	昭和十八年十二月
鳥はる	二二	中村 武二	濱崎醬油製造工場	鳥取市立川町四丁目	昭和十九年四月五日

鳥取縣告示第三百六十號

自作農創設促進報獎規程第二條第二號ノ規定ニ依リ自作農創設促進報獎金交付基準左ノ通定ム

昭和十九年六月三十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

田 (一段步當)

自作農創設促進報獎金交付基準

品等	一	二	三	四	五	六	七
地租法ニ依ル賃 貸價格等級	八六級以上	八八級 八四級	八八級 八二級	自八一級 至七八級	自七七級 至七二級	自七一級 至六二級	六一級以下
報 獎 金	三〇〇圓	二五〇圓	一七〇圓	一五〇圓	一三〇圓	一〇〇圓	六〇圓

畑 (一段步當)

品等	一	二	三	四	五	六	七
地租法ニ依ル賃 貸價格等級	八三級以上	自八二級 至七七級	自七六級 至七二級	自七一級 至六四級	自六三級 至五四級	自五三級 至四九級	四四級以下
報 獎 金	一八〇圓	一五〇圓	一二〇圓	九〇圓	七〇圓	五〇圓	三〇圓

(備考)

- 一、面積ハ土地臺帳面積ヨリ内書ヲ控除スルコト
- 二、田又ハ畑ハ現狀ニ依リ區別スルコト 但シ山林、原野及荒蕪地等ノ土地ニシテ現狀田又ハ畑トシテ造成又ハ復舊シタルモノハ當該地目ニ變換シタルモノタルコト